

韓国知的財産ニュース 2013 年 1 月後期

(No. 239)

発行年月日：2013 年 2 月 13 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、1 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 中小企業の事業化に特許活用度が高い(1. 16)
- 2-2 経済危機にも関わらず、韓国内特許・商標出願が増加(1. 16)
- 2-3 慶尚北道、中小企業の R&D に 153 億ウォン支援(1. 18)
- 2-4 「ナイク」「アビバス」…ニセモノ商標消える(1. 20)
- 2-5 弁理士会、独自の特許鑑定評価システムを構築(1. 21)
- 2-6 中小・中堅企業に対するオーダーメイド型標準特許創出支援(1. 23)
- 2-7 「著作権の三振アウト制」廃止の法案推進(1. 24)
- 2-8 無権利者の特許無効審判期間を 5 ヶ月短縮(1. 24)
- 2-9 創造経済 「知的財産(IP)に注目すべき」(1. 26)
- 2-10 中小企業の知財紛争に対応する官民共同サポーターが登場(1. 29)
- 2-11 紛争の予防は情報拡大から(1. 31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子、オランダでの特許訴訟でアップルに勝訴(1. 17)
- 3-2 サムスン対アップル、第 2 次訴訟の対象製品拡大しない(1. 17)
- 3-3 知識経済部、サムスン・LG の特許係争を仲裁？(1. 17)
- 3-4 サムスンディスプレイ、「LGD 特許 3 件が無効」(1. 17)
- 3-5 FTA による公開 SW、知財権訴訟の懸念は要らず(1. 17)
- 3-6 米 ITC、特許侵害の判定を 3 月に繰り延べ(1. 18)
- 3-7 「皆でチャチャチャ(車車車)」に続き「マイドックス」も？(1. 20)

- 3-8 サムスン電子 vs アップルの訴訟合戦、今週米国ドイツで(1.22)
- 3-9 サムスン-LG 特許訴訟の前に劇的な和解となるか(1.23)
- 3-10 米国貿易委員会、「サムスン-アップルの特許訴訟」再審議(1.24)
- 3-11 LG 電子、「サムスンは特許権の使用を正当に補償せよ」(1.24)
- 3-12 800 億ウォンに上る「ニセ」ブランドアクセサリ製造業者摘発(1.24)
- 3-13 違法コピーソフトの流通を監視、「著作権守護者」登場(1.29)
- 3-14 「アップル特許の侵害、サムスンに故意性はない」(1.31)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

- 5-1 [IT グローバル企業の特許を分析] (4) 良質な特許の割合(1.16)
- 5-2 アップルは啞然…サムスンばかり牽制していたら(1.21)
- 5-3 グローバル知財サービス企業の脅威高まる(1.21)
- 5-4 米国特許商標庁料金引き上げ後、登録放棄が急増(1.21)
- 5-5 [IT グローバル企業の特許を分析] (5・最終回) 引用特許(1.22)
- 5-6 韓国 IT 企業、昨年特許権使用料の海外流出額が 10 兆ウォン(1.23)
- 5-7 昨年度のコンピュータに係わる特許出願件数、史上最大・・・アジア企業浮上(1.28)

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

2-1 中小企業の事業化に特許活用度が高い

デジタルタイムズ(2013.1.16)

韓国特許庁は、中小企業の特許利用の活性化を目的に実施している「中小企業の知財活用戦略事業」と「特許技術評価事業」の成果が目に見えて出てきたと 16 日に発表した。

両事業は、世界的に競争力のある特許を保有しながらも市場調査、事業化戦略の確立、資金繰りなどが足かせとなり、事業化を実現できていない中小企業のために施行されて

いる。

「中小企業の知財活用戦略事業」は、中小企業が保有している特許分析の結果に基づき、市場に通じる商品を開発できるよう、市場調査、競合会社の分析、製品の設計などを支援し、事業化のための実効戦略を提示する。

一方、「特許技術評価事業」は、特許の価値を評価し、中小企業がそれを現物出資、事業の妥当性分析などの様々な用途に利用できるように支援する。特に、評価された特許の価値に基づき、事業化資金を技術補償基金やベンチャー・キャピタルなどと連携した「金融連携評価」も支援している。

金融連携評価の場合、これまでの3年間、612社に1261億ウオンの補償・投資・貸し出しを行って事業化資金を支援し、中小企業の特許事業化に貢献している。

韓国特許庁産業財産政策課のク・ヨンミン課長は、「特許の事業化を迅速かつ有効に推進するためには、特許が金融機関からその価値について正しい評価を受け、実質的な資金調達の手段として利用できるようにする技術金融モデルが重要だ。これからは、金融機関との協力強化を基盤に既存の技術金融支援モデル意外にも、さらに多様なビジネスモデルを確立できるよう、政策研究を行っていく計画だ。」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

2-2 経済危機にも関わらず、韓国内特許・商標出願が増加

韓国特許庁(2013.1.16)

欧州や米国発の財政危機により、経済を取り巻く不確実性が高まっているにもかかわらず、昨年、韓国における特許や商標などの産業財産権の出願は増加した。

韓国特許庁が2012年産業財産権の出願動向を暫定集計した結果、特許、商標、デザインなどの出願は、合計400,815件で2011年の371,116件より約8%増加した。

昨年に特許及び商標出願が増加した理由は、世界経済をめぐる不確実性が強まり、経済の見通しが悪化しているにもかかわらず、企業はR&Dなどの未来志向的な投資を続け、新しい技術とブランドを先取りするために積極的に取り組んだ結果だと分析されている。

権利別では、特許出願は前年比7.6%増の192,575件、実用新案は5.2%増の12,467件、商標は7.1%増加した132,620件、デザインは11.7%増加した63,153件だ。

特許出願の場合、2010年に2008年の金融危機以前の水準である17万件を突破した後、2011年178,924件、2012年192,575件と、3年連続増加トレンドを維持している。

<権利別の出願動向>

(単位：件)



権利主体別の特許出願は、大手企業が 25.5%(49,167 件)、中小企業が 15.2%(29,187 件)で出願全体の 40.7%を占めており、外国人の出願は 23.0%(44,329 件)だ。

特に、大手企業の特許出願は最近 3 年間連続に増加し、中小企業は 2011 年に 17.1%減少したが、昨年には 8.2%増加した。

*大手企業：2009 年(41,824 件、△16.1%)、2010 年(45,658 件、9.2%)、2011 年(47,409 件、3.8%)、2012 年(49,167 件、3.7%)

中小企業：2009 年(31,883 件、10.3%)、2010 年(32,558 件、2.1%)、2011 年(26,983 件、△17.1%)、2012 年(29,187 件、8.2%)

特許の最多出願企業はサムスン電子(6,407 件)で、その後を現代自動車(2,598 件)、韓国電子通信研究院(2,555 件)が続いている。外国企業は、クアルコム(1,240 件)、日本半導体研究所(653 件)、東京エレクトロン(451 件)の順であり、国籍別では、日本(17,091 件)、米国(12,356 件)、ドイツ(4,083 件)、フランス(1,993 件)の順だ。

韓国特許庁顧客協力政策局のイ・テグン局長は、「最近、サムスン電子とアップルのグローバル特許紛争により、特許や商標などの知的財産に対する国民的関心が高まっている。経済条件が悪化するほど、R&D 投資を拡大し、コア・基幹特許を確保して未来に備えることが大事だ。」と強調した。

2-3 慶尚北道、中小企業の R&D に 153 億ウォン支援

電子新聞(2013.1.18)

慶尚北道が中小企業の新技術開発と現場の技術的なニーズを解決するため、153 億ウォンの事業費を支援すると 18 日発表した。

詳しくは、中小企業の技術革新の力量強化を図るため、R&D 初期段階にある企業のた

めの産官学共同技術開発に 82 億ウォンを支援するという内容だ。

また、研究施設及び研究人材の不足している中小企業を支援するため、産官学協力の企業付設研究所に 28 億ウォン、現場の技術支援のために地域革新センターに 43 億ウォンを支援する計画だ。

課題 1 件当たり 1 億ウォン以下であり、毎月 1 日～10 日まで大邱慶北の中小企業庁に申し込めば公募可能だ。

企業付設研究所の支援事業は、昨年に選定された 7 校の大学、14 社の中小企業に対し引き続き支援を行い、中小企業 R&D 技術開発と試作品の製作などを支援する。

慶尚北道は、同事業を通じて昨年、産官学の共同技術開発において特許登録 44 件、特許出願 99 件、試作品 141 件、技術移転 27 件などの成果をあげた。

<チョン・ジェフン記者>

2-4 「ナイク」「アビバス」…ニセモノ商標消える

電子新聞(2013. 1. 20)

審査官の目をくらます「ニセモノ(類似)」商標が消える。

韓国特許庁は、機械的に類似商標を見つけ出す「スマート図形商標検索システム」を導入すると 20 日に発表した。早ければ下半期からサービスを開始する。海外でも前例のないことだ。海外の特許庁も関心を示すとみられている。

このシステムは、検索エンジンで類似商標を見つけ出すことができる。今は審査官が図形商標一つ一つ直接目で確認し、類似性(侵害)の可否を判断している。韓国特許庁のデータベース(DB)には約 276 万 2000 件の商標が登録されている。そのうち図形商標は、約 81 万 9000 件だ。

検索エンジンは、従来の登録イメージ(商標)の特徴を抽出して作られる。審査官は、新規出願のイメージにある特徴を入力して類似性を判断し、侵害商標かどうかを決める。システムの導入により、審査官の業務効率が大きく改善されると期待されている。

昨年ベースの韓国特許庁商標審査官の 1 ヶ月間の商標審査件数は 200 件にのぼる。主要国に比べて業務の負担が大きい。類似商標を完璧に見分けするのは、時間的に不可能だという声がある。商標は、特許に比べて審査官の主観が多く反映されるという指摘もある。昨年の商標無効率(無効審判の引用率)は、48.1%と半分近い。

韓国特許庁は、システム稼働の結果に基づき、民間への公開と輸出を推進する。民間に公開すれば、商標出願を準備している企業は類似商標が登録されているかどうかを事前に確認でき、紛争回避ができる。商標紛争は、大半が一般に知られ始める頃に発生するため、敗訴した企業は相当の被害を受ける。

例えば、全国に営業店を展開している企業が敗訴すれば、看板などを全て変えなければならない。特許庁情報企画課キム・ヒテ課長は、「システム開発によって商標審査官の審査時間を画的に改善できると期待している。技術的な完成度を見極めて民間公開と

輸出を行うかどうかを決めたい」と述べた。韓国特許庁は、先月に独自のテストを実施した。結果、完璧に近い検索の正確度を確認したと伝えた。

<キム・ジュンベ記者>

2-5 弁理士会、独自の特許鑑定評価システムを構築

電子新聞(2013.1.21)

弁理士が独自の特許鑑定システムを構築した。弁理業の専門性で特許価値を評価し、企業の買収・合併(M&A)、法的な紛争時に利用できる特許価値評価指標を構築したのだ。

大韓弁理士会は、特許の価値を定性・正量的に評価できる「知的財産権の価値評価鑑定サービス」を開始したと20日に発表した。すでに民間と公共研究所で特許価値の評価システムを構築・運営してはいるが、特許出願・鑑定などを担当する専門家グループで価値評価システムを導入したのは今回が初めてだ。大韓弁理士会のチョン・ジョンハク副会長は、「特許出願時に明細書項目を分析し、正量的な価値と技術予測調査を行い、特許紛争が発生した場合に必要なコストなどの定性的な価値を相互分析する。企業の会計業務に利用できる客観的な指標を開発した。」とコメントした。

弁理士会は、すでに価値評価のためのマニュアルを確立した状態だ。弁理士がマニュアルを理解し、特許鑑定の信頼度を高めるための研修プログラムも用意するという。30時間の研修プログラムを修了した弁理士のみが弁理士会の認証で鑑定業務ができる。先週、54人の弁理士がこの研修プログラムに参加した。弁理士会は、研修の需要者を踏まえ、年間2回以上の研修プログラムを運営する計画だ。

特許価値評価の鑑定は、鑑定人の選定、技術性・権利性・活用性について概略な検討を行う予備評価と、調査・分析、及び価値評価の鑑定、委員会の検証、最終報告書の作成を含めた本評価など、手続きは2本柱になっている。チョン副会長は、「これまで特許の無効可能性の価値評価がしっかり行われたことがなかった。どの価値評価も特許が無効になればその効力が消えてしまうため、その部分を強化した」と説明した。

弁理士会は、特許の権利性、技術性などの分析内容の適切さを審議するため、「価値評価鑑定委員会」を立ち上げた。弁理士が評価した特許価値を再びフィルタリングして、信頼度を高める狙いだ。委員会には、弁理士以外にも教授・会計士などの外部専門家による諮問委員会を設置した。

特許価値評価システムは、裁判所で特許紛争が発生した時、技術を鑑定し、企業資産のうち、無形資産に当たる特許の価値を客観化し、企業のM&Aに資産評価の指標として利用される見通しだ。

弁理士の特許鑑定システムは、「景気低迷の影響で企業が新たな投資対象として知的財産を念頭に置く」という見通しに基づいて進められた。チョン副会長は、「特許鑑定システムは知財金融の活性化につながる。景気が低迷している時、不動産や株式に対する投資リスクと知財投資リスクが同様になる」と述べた。流動資金が知財に流れ込む事態に

備え、特許価値を把握できる指標が存在すべきだというのが特許鑑定システム構築の趣旨だ。弁理士会は、「特許鑑定評価システムの最終的な目標は、国際会計基準(IFRS)指標になることだ。信頼性のある価値評価システムを確立した」と自信を示した。

<クォン・ドンジュン記者>

2-6 中小・中堅企業に対するオーダーメイド型標準特許創出支援

韓国特許庁(2013.1.23)

韓国特許庁は、今年から中小・中堅企業の標準特許競争力強化に重点をおいた「標準特許創出戦略支援事業」を遂行すると発表した。

標準特許創出のためには研究開発と特許出願だけではなく、標準化活動が不可欠だ。

特に、標準化活動には、通常3年以上が要される標準制定期間の間、持続的な活動ができる標準化専門人材と巨額な費用が必要であるため、人材と財政が不足な中小・中堅企業が標準特許を創出することは難しい状況だ。

中小・中堅企業の大半は、標準技術が適用された製品生産に集中しているにもかかわらず、主な標準特許に対する情報不足および対応戦略の不在により、特許訴訟の対象となっている状況だ。

韓国特許庁はこのような状況を受け、韓国国内技術協会または標準化フォーラムなどと協力して、主な標準技術を適用した製品を生産(または開発)する中小・中堅企業を対象に、標準技術の具現に必ず必要な特許を創出できるように支援する予定だ。

さらに、製品と関連した標準特許の情報を分析した結果を、技術協会またはフォーラムを通じて企業に活用できるように提供し、中小・中堅企業の標準特許競争力を強化していくという。

これにあわせて、標準化を目標とする政府および民間 R&D 課題に中小・中堅企業が参加する場合、優先的に支援して該当企業が標準特許を確保できるようにすると明らかにした。

また、中小・中堅企業の標準特許に対する認識向上のために経営者、研究開発者、特許担当者などを対象に技術分野別のオーダーメイド型標準特許の高度な教育も支援する予定だ。

韓国特許庁は、2013年に中小・中堅企業の標準特許競争力強化に重点をおいた4つの政策方向を策定し、これを遂行するために8つの重点推進課題を遂行する。

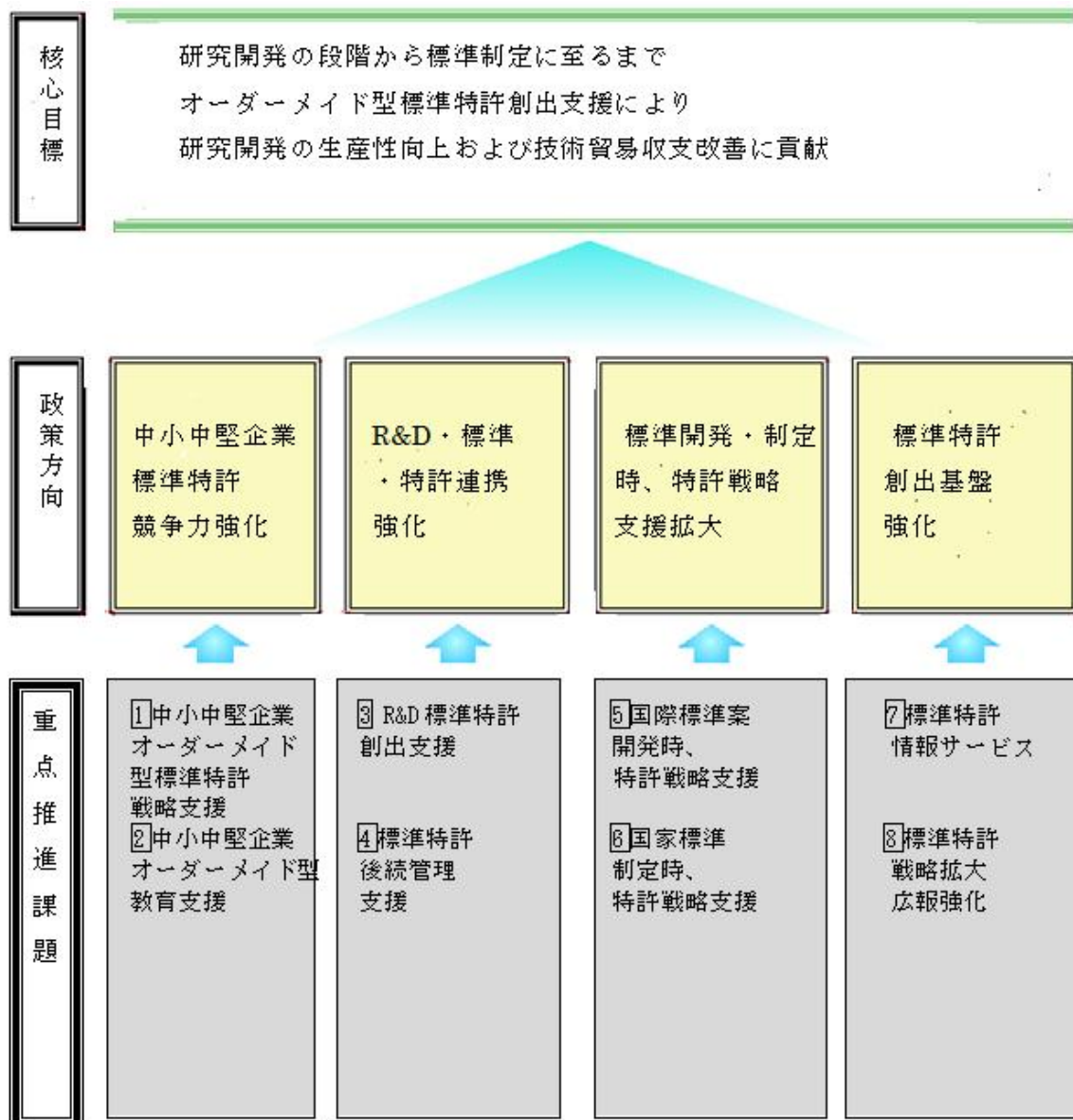
今年、28の政府機関および民間 R&D 課題と国際標準案の開発課題に対する標準特許創出戦略を支援し、過去の標準特許創出支援事業成果物(標準関連出願特許)に対する体系的なモニターリングを通じて標準関連の一般特許が標準特許となるように戦略支援を行う。

また、主な国際標準化機関の標準特許の統計と動向分析報告書などの情報を一括サービス(one-stop サービス)を実施し、標準特許専門人材養成のためのプログラムも開発し

て運営することを明らかにした。

韓国特許庁は、今後、技術開発段階から標準制定まで標準特許創出支援をさらに拡大し、標準特許戦略フォーラムとワークショップなどを通じて産学研の専門家の意見を収集して関係機関との協力体系をさらに強化し、大企業と中小・中堅企業が共存できる標準特許創出・活用政策を策定することにより、国家競争力の向上に寄与するという構えを示した。

□2013年の事業推進方向



□細部事業別の主な推進計画

政策方向	細部事業	主な推進計画
中小・中堅企業	中小・中堅企業	■ 支援対象：標準技術を適用した製品を開発・生

標準特許 競争力強化	オーダーメイド型 標準特許戦略支援	産する中小・中堅企業 ■ 支援内容：製品化と関連した標準特許情報を分析し標準技術具現に必要な特許創出戦略支援
	中小・中堅企業 オーダーメイド型 教育支援	■ 支援対象：標準特許コンサルティング需要がある協会およびフォーラムの中小・中堅企業 ■ 支援内容：標準特許の重要性および認識向上のため、経営者、研究開発者、特許担当者などを対象に密着型標準特許教育支援
R&D 標準 - 特許 連携強化	R&D 標準特許 創出支援	■ 支援対象：政府および民間 R&D の 15 課題 (12 年 17 課題) ■ 支援内容：R&D 段階から国際標準化の議論が活発な技術分野を中心に標準動向と特許の分析を行って標準特許創出の戦略策定支援
	標準特許 後続管理	■ 支援対象：標準特許創出支援事業の特許成果物 263 件 ■ 支援内容：標準特許創出支援事業の成果物が最終的に標準特許として完成できるように体系的なモニターリングと標準特許化戦略支援
標準開発・制定 時、特許戦略支 援拡大	国際標準案 開発時、 特許戦略支援	■ 支援対象：国際標準案開発の 13 課題 (12 年 7 課題) ■ 支援内容：国家標準化機関 (技術標準院、放送通信委員会) が開発中である国際標準案開発課題と連携して特許中心の戦略的国際標準案開発支援
	国家標準 制定時 特許戦略支援	■ 支援対象：国家標準制定予定技術のうち、国内産業界に特許ローヤルティ問題が予想される技術 2 分野 (12 年 2 分野) ■ 支援内容：主なイシュ技術の国家標準 (国際標準導入又は内部開発) 時、国内産業界の特許ローヤルティ支払い最小化のための特許対応戦略支援
標準特許 創出基盤 強化	標準特許 情報サービス	■ 主なイシュ技術および核心標準化機構に対する動向分析報告書の発刊 (年 2 回) ■ 標準特許 DB 構築 (5,000 件追加) - 12 年累計 17 千件 → 13 年目標 22 千件
	標準特許 戦略拡大のための 広報強化	■ 標準特許専門人材養成 (弁理士、研究員対象) - 標準と特許の専門性を備えた融合人材型弁理士の養成

		- 研究開発人材対象の訪問教育、一般産学研対象 オン/オフライン教育運営 ■ 標準特許政策座談会および戦略フォーラム開催
--	--	--

2-7 「著作権の三振アウト制」廃止の法案推進

デジタルタイムズ(2013.1.24)

著作権の侵害で3回以上の警告を受けた利用者と掲示板は、最長6ヵ月間、アカウントと運営が停止される、いわば「著作権三振アウト制」を廃止する法案が推進される。

国会の文化体育観光放送通信委員会所属のチェ・ジェチョン議員(民衆統合党)は24日に、著作権三振アウト制とインターネットフィルタリング規制をなくす著作権法改正案を代表で発議した。

著作権三振アウト制は、著作権の侵害で3回以上の警告を受けた利用者と掲示板に対し、文化体育観光部長官が著作権委員会の審議を経て、最長6ヵ月間アカウントおよび掲示板の運営を提示する制度だ。また、インターネットフィルタリングは、特殊オンラインサービス提供者(OSP)が、著作権者の要請により著作物が流通されないようにフィルタリングする制度だ。

チェ議員は「裁判所でない行政部の命令により、インターネットアクセス権を制限する制度を施行している国は韓国だけだ」とし、この制度により国際情報人権団体は、韓国を代表的なインターネット検閲国として指名した」と主張した。

<ハン・ミンオク記者>

2-8 無権利者の特許無効審判期間を5ヵ月短縮

電子新聞(2013.1.24)

特許審判院は、無権利者が登録を終えた特許発明についての無効審判を迅速審判対象と指定し、審判機関を従来の9ヵ月から4ヵ月に5ヵ月短縮すると5日に発表した。

これまで、技術を盗用された発明者が特許件の返還を求める際、特許審判院に無効審判を請求しなければならなかったが、審判機関が9ヵ月もかかり、権利回復が難しくなっていた。

特許審判院は、また、特許権侵害の疑いで検察や警察から取り調べを受けた当事者が請求した無効審判や権利範囲の確認審判も迅速審判の対象として定めた。

今回の措置により、検察や警察で侵害罪を判断する時に、審判院の審決が利用できる道がさらに広がった。

特許審判員のイ・ジェフン審判員長は、「今回の制度の見直しにより、技術を盗用された発明者が自分の特許を早期に返還してもらえるようになった」と述べた。

<シン・ソンミ記者>

2-9 創造経済 「知的財産(IP)に注目すべき」

電子新聞(2013.1.26)

新たにスタートする朴・グンヘ政権の核心公約は創意経済だ。創意的アイデアとソフトウェア・コンテンツなどのソフトパワーを中心に経済へ新たな活力を吹き込むというのが新政府の強い意志だ。創造経済において欠くことのできない分野は、まさに「知的財産(IP)だ。新政府は、次期政府のロードマップ作成に際し、国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団を未来創造科学部へ移管した。研究開発(R&D)、知的財産権利化、事業化段階など、基礎研究を始め産業応用に至るまで、一貫性のあるIP政策のための青信号であるという見方だ。しかし、乗り越えなければならない問題は山積みだ。韓国は、特許出願世界4位であり、IP競争力は目覚ましい発展を成し遂げている反面、量的な成長に集中している。朴・グンヘ政府では、IP強国の名にふさわしい質的な成長に焦点を合わせなければならない。政府の正式なスタート1ヵ月を前にして、IP強国のためのロードマップが発表された。

◇IP、R&D方向を提示する基準

韓国政府のR&D業務はほとんど未来部が担当することになった。これまでR&D支援政策が、技術開発中心に行われてきたとの指摘を受けた。実際に役立つ技術なのか、または産業に応用できる技術なのかの判断をするためには、R&D段階からIPを念頭に入れるべきだという注文が多かった。

ソ・ジウウォン Edresearch 社代表は、「R&D 成果物である特許は、質の面で低いうえ、役に立たないものを多く出願している」とし、「質的な評価が可能な新しい成果指標が必要だ」と述べ、また、ソ代表は、「取引市場の構築や、技術移転の活性化を行うなど、IP 活用のための新しい政策が必要だ」とし、「取引活性化を通して IP の質的価値が高まる」と述べた。

特許出願件数に傾いた R&D の側面も問題だ。ミン・スンウク アイピーキューブパートナーズ代表は、「IP のための IP ではなく、R&D のための IP でなければならない」とし、「R&D と IP がシナジーをだせなければ、未来部は害となることを念頭に入れるべきだ」と明らかにした。

◇IP コントロールタワーの機能が必要

知識財産戦略企画団が未来部の傘下となり、IP 政策の中長期戦略策定と実行のための動力が減るのではという意見も提示された。IP 強国として生まれ変わるためにマクロ的なアプローチが必要な時に、政府機関の一部署で IP 戦略を担当することは、効率性が落ちるという意味だ。

国家知識財産委員会は、従前どおり総理所属下においてコントロールの役割を果たすが、既存より影響力がなくなると見込んでいる。ペク・マンキ知識財産サービス協会会長は、「IP は、単純に政府機関の一部署で担当するものではなく、部署全体の 이슈だ」

とし、「総理室において未来 IP 戦略を提示するとしても、実質的に支援する企画団が必要だ」と述べ、未来部において IP 戦略企画団の機能を遂行するためには、全体部署の調整機能を要求するほかないと説明した。金・ミョンシン知識財産フォーラム会長は、「未来部において IP 戦略企画を調整することは可能であるが、実務的な面は難しい」とし、「部署全体の意見を収集し管理することは容易でない」と述べた。部署別に相互衝突する IP 政策の調整を一つの部署が担当することは負担となるはずだというのが金会長の意見だ。

イム・ホギ韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センター長も、「R&D の企画段階から先行特許調査、特許出願紛争予防教育、紛争時の対応支援、権利保護など、各段階において支援できる総括的な役割を努めなければならない」とし、「未来部、産業通商資源部、特許庁、中小企業庁、地方自治団体などが適切な分担と協力体系を構築する必要がある」と述べた。

◇産業育成がまさに市場活性化だ。

2010 年の国連発表資料によると、韓国の IP サービス輸出額は 24 億ドルだ。米国 918 億ドル、日本 257 億ドルに比べれば、やっと一歩踏み出した段階だ。特許検索、DB、調査、分析、出願、登録、管理などの IP 関連産業の育成に急を要する。

昨年の発明振興法改正により、今年からは政府において IP サービス産業育成施策を毎年発表しなければならない。業界では、IP 産業育成策として「民間市場の拡大」と「専門家の役割拡大」を提示した。李・ヒョンチルウィップス代表は、「IP 産業も市場が拡大されてこそ成長できるが、未だに公的領域で管理している部分が多い」とし、「民間ができる部分は民間に任せることにより、市場の活性化を支援すべきだ」と述べ、また、「公的領域と民間領域を区分し、不必要な予算を使わずサービス業の機能と役割を拡大すべきだ」と付け加えた。

ジョン・ジョンハク大韓弁理士会副会長は、「新政府において意欲的に推進する科学技術政策が、韓国の有望な未来産業へと繋がらなければならない」とし、「このためには IP 専門家の役割を拡大し、IP 連携・基盤の創造経済が行わなければならない」と明らかにした。

<グォン・ドンジュン記者>

2-10 中小企業の知財紛争に対応する官民共同サポーターが登場

電子新聞(2013.1.29)

中小企業の知財紛争に対する対応力の強化に向けた官民協議体が発足する。韓国知識財産保護協会は 30 日、中小・中堅企業と中小企業中央会、地域知識財産センター、KOTRA、弁理士会と共同で「知的財産権紛争情報に関する交流協議会」を発足すると 29 日に発表した。

参加する中小・中堅企業は、海外で特許訴訟に巻き込まれた経験がある企業だ。協議

会は、昨年に韓国特許庁が8の部署と共同で掲げた「国際知的財産権の紛争動向及び対応策」の対策として設けられた。

協議会は、企業の紛争対応における要求事項・問題点を聴取して政策を提案、紛争対応のノウハウを共有する。「紛争対応のマニュアル」も年内に開発・完成して普及する。マニュアルには、海外の代理人情報や予想費用などを盛り込む。中小企業は、担当者が不足し、海外企業の侵害警告に対処できていない場合が多い。協議会は、紛争対応の広報にも力を入れる。紛争のリスクがある企業を対象に、紛争事例の紹介や知財権紛争に関する相談サービスを行う。

韓国特許庁は、協議会と共同で企業の紛争対応力を高めるために様々な事業を展開する。韓国特許庁産業財産政策局のイ・ジュンソク局長は、「知財権の紛争は、発生後の対応よりは予防が大事だ。協議会が紛争情報の拡大ネットワークとして企業の海外との知財権保護を強化する礎になるだろう」と期待を示した。

<キム・ジュンベ記者>

2-1-1 紛争の予防は情報拡大から

韓国特許庁(2013.1.31)

韓国特許庁は、「知財権の紛争情報交流協議会」を1月30日にソウルホテルで開催する。

中小企業中央会、大韓商工会議所、KOTRA、大韓弁理士会、韓国機械産業振興会、製菓協会、地域知識財産センター、韓国知識財産保護協会などで構成される今回の交流協議会は、知財権の紛争発生の可能性が高い企業に対し、紛争が発生する前に対応できる紛争対応のノウハウを拡大させるための取り組みだ。

これは、最近韓国企業における海外の知財権紛争が急増し、その規模も拡大したため、昨年9月に韓国特許庁が関係部署合同*で「国際知的財産権の紛争動向及び対応策」を政府レベルで設けたが、「知財権紛争情報交流協議会」はその対策の一環として立ち上げられた。

* 知財委、外交部、文化観光部、知識經濟部、法務部、雇用部、教育科学部、特許庁が52の細部課題を推進中

今回の交流協議会は、昨年11月に韓国知識財産保護協会内に設置された知財権紛争対応センターが行ってきた、毎年調査・選定する紛争リスクの高い技術・産業分野について紛争情報、競合会社の知財権買収情報などを拡大する役割に、企業が紛争への対応中に感じる問題などを徴収する窓口としての役割をも果たす。

また、地域の知識財産センターは、知財権保護の地域ハブとして企業の紛争対応をサポートする基本的な相談を提供する。KOTRAは、現地に構築されているネットワークを活用して紛争情報を収集・配布する役割を果たす。また、中小企業中央会、大韓商工会

議所、韓国機械産業振興会、製薬協会などは、教育事業や教育活動を通じて企業に対し、知財権紛争の情報を拡大させる一翼を担う。

韓国特許庁産業財産政策局のイ・ジュンソク局長は、「知財権の紛争は、発生後の対応より事前の予防が大事だが、今回の交流協議会が紛争情報の拡大に向けたネットワークとして韓国企業の海外における知財権保護の強化に礎の役割を果たすと期待している」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン電子、オランダでの特許訴訟でアップルに勝訴

デジタルタイムズ(2013.1.17)

16日(現地時間)、オランダのメディアによると、オランダヘーグ裁判所は、サムスン電子がアップルを相手に提起したデザイン権非侵害確認訴訟でサムスン電子の「ギャラクシーTab」などのタブレットPCがアップルの特許を侵害していないという判決を言い渡した。

2011年9月、サムスン電子は、「ギャラクシーTab」7.7、8.9、10.1の特許侵害を主張するアップルを相手に、非侵害確認訴訟を提起した。アップルは、2011年6月、オランダのヘーグ裁判所に該当機種がアイパッドのデザイン特許を侵害したとしてサムスン電子を相手に訴訟を提起した。

<キム・ユジョン記者>

3-2 サムスン対アップル、第2次訴訟の対象製品拡大しない

電子新聞(2013.1.17)

サムスン電子とアップルは、米国で行われる第2次の特許訴訟対象を拡大しないことで合意した。

特許専門ブログ「FOSS Patents」の16日の記事によると、サムスン電子とアップルは、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所に対し、これまで特許侵害を主張して問題にしてきたスマートフォンとスマートパッド以外の製品は訴訟の対象にしないという文書を提出した。

両社は、第1次訴訟の時にも特許の範囲を縮小するなど、手続きを簡素化した例があり、今回も手続きの簡素化が目的だとみられる。

今年から本格スタートする第2次の訴訟でサムスン電子は 아이폰5 を、アップルはギャラクシーS3、ギャラクシーNOTE10.1などがそれぞれ特許を侵害したと主張した。

アジュヤンホン特許法人のイ・チャンフン米国弁護士は、「両社ともに特許侵害を主張

し、第2次訴訟に乗り出した状況であるため、対象機種の数だけを増やすことは大した意味がない。今回の合意は、手続きの簡素化だとみられる」と説明した。

イ弁護士は、「第2次訴訟の対象機種は拡大しなくてもそれを両社が合意段階に入り始めたとは見なし難い。」と補足の説明をした。

<キム・インスン記者>

3-3 知識經濟部、サムスン・LGの特許係争を仲裁？

電子新聞(2013.1.17)

サムスンディスプレイとLGディスプレイの神経戦が激しさを増し、結局政府が和解の仲裁に乗り出した。

17日、業界と関係機関によると、知識經濟部は、LGディスプレイのハン・サンボム社長とサムスンディスプレイのキム・キナム社長を順次に会い、特許訴訟の方向について議論することにした。18日、ハン社長との面会の後、今週中にキム社長と協議する。

サムスンディスプレイがLGディスプレイを相手に、技術流出の刑事訴訟を提起し、両社は特許訴訟と侵害差し止め仮処分訴訟などを進め、攻防戦を繰り広げている。刑事訴訟を除いた両社間の訴訟は、計5件だ。

特許訴訟は政府政策とは関係がないが、ディスプレイ産業を牛耳る両社の戦いが拡大の様相を示したことで知識經濟部が動いたと分析されている。両社の紛争ではあるものの、特許訴訟の慣例上、顧客や協力会社を対象にした訴訟にまで拡大する可能性が高い。既に5件の訴訟を進めており、対象はサムスン電子とLG電子のなど系列の顧客会社にまで拡大した。協力会社の代理戦も十分に予想可能なシナリオだ。こうなった場合、韓国のディスプレイ産業全体に大きな打撃になる可能性も排除できない。

業界では、これ以上の拡大を防ぐことはもちろん、影響を最小化できる和解の転換ポイントが提示されることを期待している。両社の競争が感情的な争いに変質しているため、強力会社は緊張している。知識經濟部関係者は、「特許訴訟は、知識經濟部が仲裁を行うほどの事案ではないが、業界全般に与える影響を最小化するため、政府の役割があるかを見極めるため」だと説明した。

<ムン・ボキョン記者>

3-4 サムスンディスプレイ、「LGD特許3件が無効」

デジタルタイムズ(2013.1.17)

最近、サムスンとLGの特許紛争が深刻化しつつあるなか、サムスンディスプレイがLGディスプレイの特許3件について無効審判を請求した。これは、昨年末にLGが最新のタブレットPC「ギャラクシーNOTE10.1」に搭載された技術が特許を侵害したとして生産・販売差し止め訴訟を提起したことに対する「反撃」だ。

17日、法曹界によると、サムスン電子は16日、特許審判員に「LGディスプレイが保

有している液晶パネル(LCD)の構造及び設計に関する特許3件は無効だ」として特許無効審判を請求した。

サムスンが訴状において、「LGは昨年12月に提起した特許権侵害の差し止め仮処分訴訟で特許3件が侵害されたと主張したが、その3件の特許はすでに先行特許が存在している」と主張した。さらに、「日本の日立など、海外メーカーが登録した同一技術の先行特許が存在しているため、特許の基本構成要件である新規性及び進歩性に大きく欠如している」と主張した。

LGは、先月26日、「ギャラクシー-NOTE10.1」が自社のIPS-LCD製造に関する特許3件を侵害したとしてソウル中央地裁に特許権侵害差し止め仮処分を申請した。サムスンが今回の請求で問題とした特許は、LCDパネル構造及び設計技術に関するもので、LG側の仮処分申請の根拠となったコア技術だ。特許審判は、特許紛争を解決する準司法手続きで、特許審判院が事実上、原審の役割を果たす。審決に不服した場合、特許裁判所に訴訟を提起し、最高裁に上告可能だ。

<イ・ホンソク記者>

3-5 FTAによる公開SW、知財権訴訟の懸念は要らず

電子新聞(2013.1.17)

自由貿易協定(FTA)による公開ソフトウェア(SW)の訴訟リスクは、深刻な懸念要因ではないという分析結果が出た。公開SWは、公開とシェアを目的とするため、FTAによって知財権の規制が強化されたとしても影響力は限られるものになるということだ。

17日、情報通信産業振興院の韓国公開SW法センターは、昨年6月から3ヵ月間行った「韓-主要国間のFTAが公開SWに与える影響力の分析研究」報告書においてこのような内容を明らかにした。報告書は、国内外の主な事例をあげながら公開SWが知財権侵害で係争になった場合でも、裁判所に損害賠償などの訴訟を提起する事例は限られるものになるという結果を出した。

報告書は、知財権をめぐる規定を厳しく定めている韓米FTAなどにより、商用SWの知財権違反訴訟が公開SWの使用を委縮しかねないと述べた。しかし、公開SWは、知財権侵害の場合でも情報提供(ソースコード公開)義務の順守などを通じた妥協点の模索が主なトレンドを形成すると予想している。

2009年12月に行われた米国の公開SWライセンス関連メーカーとサムスン電子、ヒュメックスなど14社との著作権紛争がその代表的な例だ。このメーカーは、サムスン電子などがオープン・ソース・ライセンスであるGPL(General Public License)に違反したと主張した。

レナックス・ツール・パッケージであるビジュー・ボックス(Busybox)を修正して搭載した電子製品の販売差し止め・損害賠償請求訴訟を提起した。しかし、サムスン電子とヒュメックスなど、大半のメーカーがソースコードの公開に合意し、事件はまとまった。

報告書は、違法商用 SW の使用に対する処罰の強化により、むしろ正品の使用が増加してコスト面から公開 SW の導入が増える可能性があるという見通しを示した。FTA が公開 SW に反射的利益を与え得るという説明だ。

しかし、知財権法、特許法、商標法などの様々な規制により、公開 SW の知財権リスクは常時存在するとアドバイスしている。知財権のリスクを回避するため、公開 SW の発注検収の強化、準法活用の支援、準法使用の認証など、ガバナンス体制を構築して合理的にライセンスを管理すべきだと強調した。

公開 SW の知財権関連イシューは、公開 SW の使用が増えたほか、チリをはじめシンガポール、欧州連合(EU)、ペル、米国などと韓国との FTA を締結する国が増え、提起されてきた。昨年、知財権の規制が最も厳しい韓米 FTA が発行され、こうした懸念はさらに強まった。

韓国公開 SW 協会のソン・サンヒョ会長は、「まだ韓国企業の公開 SW の利用率が把握されていない。発生し得る問題を事前に防ぐためには、公開 SW を利用する企業の体質を根本から変えるべきだ」と述べた。

＜アン・ホチョン記者＞

韓国の公開 SW 市場の規模(単位：億ウォン)

資料：IDC

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	平均成長率
市場規模	103.8	149.5	215	235	276	309	352	22.6%
成長率	-	44.0%	43.8%	9.3%	17.4%	12.0%	13.9%	

3-6 米 ITC、特許侵害の判定を3月に繰り延べ

電子新聞(2013. 1. 18)

米国の国際貿易委員会(ITC)は、アップルがサムスン電子の特許を侵害したかどうかについての最終判決を3月に延期した。

ITCは、9日、昨年を下したサムスン電子がアップル特許を侵害したという内容の予備判決について、再審の可否を23日に先送りしたが、再び関連事案の判定を延期した。

ITCが最終判決の日程を延期するのは異例なことである。サムスン電子とアップルの特許紛争の複雑性とその影響を踏まえ、ITCが熟考しているためだと分析されている。

ITCは、14日に予定されていた最終判決を来月の6日に延期したが、今回は特別な理由なしに3月7日に再び日程を先送りした。ITCは、標準特許に関して検討すべき書類が多いとして、2月6日に判定を先送りした前例がある。

ドイツの特許専門家フローリアン・ミュラーは、「ITCは、米国と欧州連合で進められている反独占の違法についての調査のせいで、この事件を複雑に受け止めている。今

回の判定先送りは、反独占の違反についての調査と関連があると考えられる」とコメントした。

ITCは、昨年9月、アップルがサムスン電子の特許を侵害していないという予備判決を下した。サムスン電子がそれに対して異議を申し立て、ITCが再検討中だ。

<キム・インスン記者>

3-7 「皆でチャチャチャ(車車車)」に続き「マイドックス」も?

電子新聞(2013.1.20)

モバイルゲーム業界の盗作騒ぎが話題になっている中、判断基準が設けておらず、議論は収まりそうにない状況だ。

20日、関連業界によると、CJ E&Mのモバイルゲームの人気ゲーム「皆でチャチャチャ(車車車)」に続き、プレイビーン社が開発した「マイドックス(My Dogs)」も盗作の疑惑が持たれている。

「マイドックス」は、任天堂の「ニンテンドックス」と似ているという指摘がインターネット上で拡大し、韓国の任天堂が日本本社に著作権侵害の可否判定を依頼し、意見の返答を待っている。

韓国で「皆でチャチャチャ(車車車)」の盗作疑惑が拡大し、モバイルゲーム開発各社は緊張している様子だ。特定のゲームを参考や盗作をしなかったとしても類似したゲームが先に市場に登場する事例が多いためだ。実際に、韓国のあるゲーム開発者は、新しくリリースされた海外有名なモバイルゲームが、発売を目前にしている自社のゲームと類似している部分が多いことを発見し、非常事態となった。急いで修正に入ったが、手塩にかけて作ったゲームが盗作疑惑に巻き込まれるのではないかと懸念している。

著作権の専門家は、ゲームの素材が限定されており、これから盗作疑惑の問題はさらに拡大するという見通しを示した。音楽の盗作の可否を問うことが難しいように、モバイルゲームも多く議論を呈しただけで、裁判所で是非を明らかにすることが多くなるのではないかという分析だ。

韓国著作権委員会鑑定フォレンジックチームのキム・ウジョン専任研究員は、「デザインとキャラクターは、創作の余地が大きい、ゲーム進行の方式は共通する部分が多く、創作性が限られるため、著作権侵害の疑惑がかけられやすい」と説明した。「皆でチャチャチャ(車車車)」と「みんなのスッキリ」は、ゲームの進行方式が非常に似ているが、これをゲームのアイデアとして見なすか、表現方式として見なすかについては、綿密に検討する必要があると分析した。

キム研究員は、「盗作の可否は、その行為に焦点を合わせているが、法的な是非をはっきりする基準にはできない。ゲームは、プログラミング、音楽、グラフィック、シナリオなど、様々な構成要素が複雑に絡んでいるため、盗作を判断するにはそれを全て考慮すべきだ」と述べた。

モバイルゲームの盗作ガイドライン作りが現実的に不可能であることも議論をさらに複雑にしている。文化体育観光部著作権産業課のユン・ソン Chol 課長は、「ゲームは違法コピーや模倣を規定できる範囲があいまいであるため、著作権侵害ガイドラインを作るのは、事実上不可能だ」と述べた。

中小・ベンチャー企業が大手企業から著作権侵害で提訴されれば、法的な対応力が比較的に強い大手企業より劣勢を強いられる可能性が高いのも業界の問題として浮上している。著作権委員会で関連の相談と鑑定業務を進めてはいるが、中小企業には費用と時間的負担が重い状況だ。

<ペ・オクジン記者>

3-8 サムスン電子 vs アップルの訴訟合戦、今週米国ドイツで

デジタルタイムズ(2013.1.22)

サムスン電子とアップルは、米国とドイツで特許をめぐる係争の方向を左右する判決を今月 23 日と 25 日に控えている。

22 日、業界によると、米国交際防衛機委員会(ITC)は、23 日にサムスン電子がアップルの特許を侵害したという予備判定について再審を行うかどうかを決定する。また、ドイツのマンハイム裁判所は、25 日にサムスン電子がアップルの製品に対して提起した特許侵害本案訴訟についての判決を下す予定だ。

ITC の決定は、サムスン電子が米国市場で輸入差し止めになるかどうかについての判断であるだけに、両社としては重要な判決だ。ITC は、昨年 10 月、サムスン電子がアップルのスマートフォンとタブレット PC 関連特許 4 件を侵害したと予備判定を下したが、この判決を維持するか覆すかについて決定を行う。再審が棄却された場合、サムスン電子のギャラクシーシリーズは、最終的な輸入差し止め決定となる。

マンハイム裁判所は、2011 年 4 月、サムスン電子が欧州で初めて訴訟を提起した地域だ。同裁判所は、これまでサムスン電子とアップルが提起した訴訟全てに対し、非侵害判定を下している。そのため、今回の判決も引き分けという結論が出される見込みだ。

<パク・チソン記者>

3-9 サムスン-LG 特許訴訟の前に劇的な和解となるか

電子新聞(2013.1.23)

韓国政府が積極的に仲介に入ったサムスンディスプレイと LG ディスプレー間の特許訴訟戦が、和解へと決着つくかどうか注目を浴びている。

22 日、関連業界によると、昨年 4 月に有機発光ダイオード(OLED)核心技術の流出事件がきっかけとなり、サムスンと LG との間でディスプレイ技術関連の特許訴訟戦が拡大されている中、最近相次いだ政府の仲裁努力がどのような影響を与えるか、関心が高まっている。

キム・ホンシク知識経済部の成長動力室長は、18日に、LGディスプレイのハン・サンボム社長に会った直後に、サムスンディスプレイのキム・キナム社長とも昼食会を行い、特許訴訟戦と関連した両社の立場を聞いた。キム室長は「まず、特許訴訟に対する両社の基本的な立場を聞いた。両社の和解に努力を続ける」と原論的な立場を繰り返して述べた。

業界では、両社が短期間内に和解することは難しいと見ている。昨年下半期から続いている訴訟を通じて法的判断を求めている状況である上、特許は両社の技術力を測る敏感な案件であるからだ。今年も大型 OLED パネルとフレキシブル OLED などの技術 이슈が強気に浮上する模様なので、妥協と譲歩の様子を見せた場合、技術力が弱いイメージを植え付けることになる憂慮があるからだ。また、冷蔵庫の容量比較と関連して、サムスン電子と LG 電子の間で行われている攻防も同じようなもので、両社がグループレベルで取り組むべき問題であるため、簡単に解決することは難しいということだ。

しかし、劇的な和解可能性が完全にはないわけではない。LG ディスプレイのハン社長が「結者解之」を取り上げるなど、制限的ではあるが交渉の余地を見せており、サムスンも LG の意中の把握に努めているようだ。業界の関係者は、「サムスン側は、知識経済部と合う前に、その直前に合った知識経済部と LG ディスプレイとの間でどのような意見交換があったか事前に把握しているようだ。訴訟戦に対する相手の立場への関心は高い模様だ」と述べた。

両社の争いが今後1ヵ月以内に解決されない場合、来月の26日に予定される韓国ディスプレイ産業協会定期総会が注目を集める見通しだ。これまで協会長の座はサムスンと LG が交互に努めてきたが、昨年、協会長を務めたチョウ・スイン社長(現サムスン電子医療機器事業部長)が3年任期中の1年が過ぎた状態なので、キム社長が残余任期を承継して今後2年間の協会長を務めることになる。会員社の社長らが参加する定期総会では、協会長を務めるキム社長以外にハン社長も参加する模様で、これに対する意見交換を通じて劇的な和解となる可能性もあると推測している。

<イ・ホンソク記者>

3-10 米国貿易委員会、「サムスン-アップルの特許訴訟」再審議

電子新聞(2013.1.24)

米国国際貿易委員会(ITC)の予備判定が再審決定となり、サムスン電子の米国内の携帯電話販売禁止の危機が免れた。しかし、最終判決においてサムスンがアップル特許を侵害したという予備判定をひっくり返すことができるのかは不透明だ。ITC予備判定が最終判定においてひっくり返される事例はほとんどないからだ。

サムスン電子は、再審の過程で特許を侵害していないという新たな証拠を提示しなければならない。予備判定再審の決定まで下し慎重モードに変わった ITC に対し、多角的な説得戦略が必要だという指摘だ。

◇ITC 検討開始

ITC は、専門知識を持つ行政判事が下した予備判定を、通常は最終判定まで持っていく。

サムスン電子とアップルの件は、世界的に関心が集中し、最終判定に対する論争を避けるため、再審議の決定を下したものと分析される。サムスン電子が侵害したとして ITC が認めたアップル「ヒューリスティック」特許などが、米国特許庁において無効判定が出るなど、予備判定当時と状況が変わったことも再審の決定に影響を及ぼした。

米国知的財産権コンサルタント専門企業のテクアイピエムの李・グンホ代表は、「ITC が再審議したいということ自体が重大な案件であることを示す。専門家である行政裁判官が下した予備判定に対し再度審議を行う最終判定においてミスがないことを見せるための政策的な決定」と説明した。

◇サムスン電子、予備判定をひっくり返せるのか。

ITC は、昨年 10 月にサムスン電子は、アップル側が保有しているスマートフォンとスマートパッド関連の商用特許とデザイン特許 4 件を侵害したと判定した。サムスン電子は即再審の要請を行った。当時アップル特許を侵害したとして予備判定を受けた製品は、ギャラクシー S と、ギャラクシー S2、ギャラクシーネクサスなどスマートフォンとギャラクシー Tab などだ。

再審決定によりサムスン電子は、予備判定をひっくり返す余地を持つことになり、最終判定まで時間を稼いだ。今後、販売禁止判定が確定されても携帯電話の在庫消尽により被害は最小化できる見通しだ。

専門家らは、サムスン電子が再審の過程で、アップル特許を侵害していないという新たな証拠を提出できる機会を得たと分析した。また、ソフトウェア (SW) 特許を制限しようとする米国内部の雰囲気もサムスン電子には好材料となった。イ・グンホ代表は、「サムスン電子は再審議により最終判定が遅れ、事業的決定を下す時間をさらに確保できた。再審議は、アップルよりサムスン電子に有利なものになる」と予測した。サムスン電子側は「ITC の最終決定において当社の主張を認めてもらえるはずだと確信している」と公式の立場を明らかにした。

<キム・インスン記者>

3-1-1 LG 電子、「サムスンは特許権の使用を正当に補償せよ」

デジタルタイムズ(2013.1.24)

LG 電子がサムスン電子とサムスンディスプレイに対し、特許権使用に係わる正当な補償を要求した。政府の仲裁で和解が達成されたかのように見えたが、今後サムスンと LG の特許訴訟戦の成り行きが注目される。

LG 電子は、24 日に、「サムスンディスプレイの特許侵害禁止に係わる訴状に関する LG 電子の立場」という資料を発表し、訴訟に対し残念であると表明した。

会社側は、昨年 12 月 7 日に、サムスンの子会社であるサムスンディスプレイが LG 電子を相手にソウル地方裁判所に提起した「特許侵害禁止」の訴訟に関する訴状について 23 日に送達されたと述べ、今回の訴訟に対し、大変残念であり、サムスン側が諸般状況を十分に考慮した後に訴訟を提起したのかどうか疑問であると批判した。

これまで多くの与件を考慮して特許権の主張を見送ってきたが、今後はサムスンが提起した訴訟に積極的に対応して行き、世界的な技術力を基盤に特許権行使を行って行きたいと強く述べた。

アン・スングォン LG 電子の最高技術責任者(CTO・社長)は、「LG 電子は持続的な研究開発(R&D)により独自技術を確保し、携帯電話・TV・家電分野において世界最高水準の特許を保有した企業として韓国内外において評価を受けてきた」とし、「サムスンは不必要な訴訟を取り下げ、韓国の特許権に対する正当な補償について交渉すべきである」と述べた。

しかし、発表資料の末尾で、消耗的な紛争よりは合理的な交渉に応じる意思が十分にあることを明らかにし、和解の可能性を見せており、サムスン側の反応が注目される。

<イ・ホンソク記者>

3-1-2 800 億ウォンに上る「ニセ」ブランドアクセサリ製造業者摘発

デジタルタイムズ(2013. 1. 24)

シャネル、ルイヴィトンなど有名ブランドを盗用して「ニセ」アクセサリ用の貴金属約 13 万件(正規品価額 830 億ウォン)を製造・流通した製造業者が検挙された。

韓国特許庁商標権特別司法警察隊は、海外有名ブランドを盗用してニセ指輪とネックレスなどのアクセサリ用の貴金属を製造・流通した金氏(49 才)を商標法違反容疑で拘束令状を申請したと 24 日、明らかにした。

特別司法警察隊は、昨年 11 月に「ニセ」アクセサリ貴金属製造業者を検挙・拘束した後、捜査を拡大して南大門および東大門一帯の卸・小売商、製造業者などを対象に追跡捜査を行い、金氏を検挙した。金氏は、去る 2006 年 7 月から最近まで明洞周辺ビルの地下に秘密製造工場をつくりシャネルなどニセアクセサリ用の貴金属を製造し、ソウル東大門などの卸・小売商に流通した疑いで摘発された。

特別司法警察隊は、ソウル中区所在の製造工場に保管中のシャネル、ルイヴィトンなどニセアクセサリの貴金属約 7000 件(正規品価額 39 億ウォン相当)を押収した。

<李・ジュンギ記者>

3-1-3 違法コピーソフトの流通を監視、「著作権守護者」登場

デジタルタイムズ(2013. 1. 29)

今年の一年間のオン・オフライン上の違法著作物の流通を 24 時間監視する「著作権守護者」が登場した。

文化体育観光部は、28日、ソウルの文化コンテンツセンターにて「違法コピーソフトモニタリング要員団」の発起式を行い、本格的な活動を開始する。

違法コピーソフトのモニタリング要員は、障害者100人と60歳以上の高齢者20人で構成され、音楽・映画・放送・出版・ゲーム・ソフトウェアなど、分野別に約130の特殊タイプのオンラインサービス提供者(OSP)と約3000の加入型ネット掲示板、ブログなどの閉鎖型コミュニティ、トレント・P2Pなど、新規タイプの違法著作物流通サイトを対象に24時間モニタリング業務を行う。

文化部のチェ・クァンシク長官は、発起式で「クリエイティブなコンテンツ生産と著作権の保護がコンテンツ産業発展の核心だ。違法コピーソフトのモニタリング要員は、著作権保護の先鋒としてその役割を果たすというプライドを持ち、最善を尽くしていただきたい」と求めた。

一方、文化部と韓国著作権委員会は、同日、スタンフォードホテルで「著作権人の新年あいさつ会」を開催した。

今回の行事は、「創意韓国」実現の核心である著作権の先導的な役割を遂行するための意志表明と著作権の各分野のコミュニケーションと融和のために設けられたもので、文化部のチェ・クァンシク長官と韓国著作権委員会ユ・ビョンハン委員長をはじめ、政府団体長、信託管理団体長、関連業界の代表など、各界の人事約100人が出席した。

<ハン・ミンオク記者>

3-14 「アップル特許の侵害、サムスンに故意性はない」

電子新聞(2013.1.31)

サムスン電子のアップルの特許侵害は意図的でなかったという判決が言い渡された。

米国時間の30日付けThe Vergeなどの外国メディアによると、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所のコー・ルーシー裁判官は、「サムスン電子が意図的にアップルの特許を侵害したとは言い難い」と結論付けた。これは、昨年8月にサムスン電子がアップルの特許を侵害したとして10億ドル以上を賠償すべきだという陪審員の評決が出された訴訟に対するものだ。

当時の陪審員は、サムスン電子がアップルの特許を「意図的に」侵害したとして10億5000万ドルの賠償金を支払うべきだと評決した。さらにアップルは、「故意の侵害が認められたため、賠償金を増やすべきだ」として評決後に追加訴訟を請求した。アップルの請求が認められた場合、賠償金は3倍以上増える可能性があった。

しかし、コー裁判官は、サムスン電子のアップルデザイン特許侵害が意図的ではないとして損害賠償金の増額を求めるアップルの請求を退けた。裁判所は命令文において「アップルは、訴訟初期にはサムスン電子による被害がお金で換算できないものだ」と主張したが、後になって言葉を変えて損害賠償金の増額を要求した」と指摘した。

コー裁判官は、無線パケット送信特許以外に、アップルの賠償金の上方請求を全て退

けたが、これは、サムスン電子のアップル特許侵害における評決そのものを覆すことではない。特許侵害の事実はそのまま認めるが、意図的ではなかったという判決だ。

<パク・ヒョンソン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

5-1 [IT グローバル企業の特許を分析] (4) 優良特許の割合

電子新聞 (2013. 1. 16)

グローバル 15 大 IT 企業の S ランク (上位 1%) と A ランク (上位 10%) の特許保有の割合を把握した。S ランクの特許は、IBM が 5792 件と突出して高かった。MS が 297 件、サムスン電子が 223 件を保有している。モトローラ (135 件)、フェースブック (112 件)、アップル (108 件)、LG (102 件)、グーグル (100 件) などの順となった。

韓国企業は、優良特許件数としては少なくないが、全体で占める割合は低い。最も多くの優良特許を保有している IBM は、その割合が 9.3% と高く、HTC も 8.1% の優良特許の割合を示した。グーグルとアップルは、2.0% と 1.9%、MS も 1.5% だ。最近 1~2 年間、外部から攻めの姿勢で特許を買い取ったフェースブックは、優良特許の割合が 9.7% で 15 大企業のうち、最も高い。LG は 1.1%、サムスン電子は保有特許件数が多いため、0.6% だ。

上位 10% 特許である A ランクの特許は、IBM が 1 万 154 件を保有、MS は 1504 件、サムスン電子 1124 件だ。グーグルと HP、ノキア、アップルなどが 500 件以上で、LG は 333 件だ。

最近 2 年間、他の企業が特許を引用した「被引用急増の特許」も IBM が最も多く持っている。IBM が 612 件、MS (324 件)、HP (243 件)、サムスン電子 (215 件) の順だ。ノキアが 159 件でその後に次ぎ、アップルとグーグルは約 100 件、LG は 76 件だ。全体で被引用特許が占める割合は、サムスン電子と LG がそれぞれ 0.6%、0.8% と、1~3% 大のグローバル IT 企業に比べて低い。

<キム・ジュンベ記者>

5-2 アップルは啞然…サムスンばかり牽制していたら

デジタルタイムズ(2013.1.21)

LG 電子が約 1 年ぶりに北米の携帯電話市場でアップルを追い抜いて 2 位の座を取り戻した。

20 日、市場調査機関「カウンターポイント・リサーチ」によると、昨年 12 月の北米携帯電話市場で LG 電子のシェアは 13%となり、12%のアップルを追い抜いて月間ベースで 2 位となった。サムスン電子は 33%となり、アップルとの差を広げて不動の 1 位を守りぬけた。

LG 電子は、2011 年第 3 四半期まで 2 位を維持してきたが、 아이폰の 4S の発売から約 1 年間アップルに 2 位の座を譲っていた。しかし、昨年の年末にリリースされた 아이폰 5 の市場反応が委縮したほか、比較的「Optimus G」、「ネクサス 4」などの LG 電子スマートフォンが人気を得たため、アップルを追い抜けたと評価されている。特に、LG 電子の戦略製品 Optimus G は、昨年年末ベースでは、世界的に 100 万台以上が販売された。

LG 電子の関係者は、「Optimus G をはじめ、最新のスマートフォンが北米市場で人気を得ている。LG の LTE 特許の価値が世界 1 位だというニュースが広がったのも消費者の購入にプラスに影響した」と分析した。

年末を迎えてスマートフォンの需要が増える「年末の書き入れ時」というタイミング、スマートフォン以外にフィーチャーフォン(一般携帯電話)の販売増加などが LG 電子のシェア上昇に追い風となった。昨年 9 月、米国の市場調査機関である「JD パワー」の顧客満足度の調査で LG 電子は、フィーチャーフォン分野トップにランクされた。

一方、アップルが不振となっている間にモトローラ(9%)、HTC(8%)も LG 電子とともに北米におけるシェア率を高めたとカウンターポイント・リサーチは説明した。

<キム・ユジョン記者>

5-3 グローバル知財サービス企業の脅威高まる

電子新聞(2013.1.21)

トムソン・ロイターなど、世界的な知的財産情報サービス会社が高度な技術力と豊富な資金力を後ろ盾に知的財産情報サービス市場に続々と参入している。市場規模が狭く、自国企業は資金繰りが悪い韓国の市場を奪われるのではないかという懸念の声が高まっている。

韓国特許庁と知的財産情報サービス業界によると、2002 年から最近までグローバル知財情報サービス会社 8 社が韓国に進出した。そのうち 2008 年以降に進出した企業は 6 社にのぼる。

知財情報提供分野で世界最高企業と評価されているトムソン・ロイターをはじめ、IP ドットコム、CPA グローバル、プロクエスト、マインソフト&RWS グループ、イノグラフィが韓国の知財情報サービス市場で頭角を現わしている。

2008年に進出したトムソン・ロイターは、昨年の3月、韓国最高の特許情報・法律情報サービス会社として評価されていたロウ&ビーを買収し、韓国での事業規模を拡大している。同社が提供する知的財産ソリューションは、韓国において韓国特許庁からサムスン電子、LG電子、SKテレコム、LG電線などに幅広く利用されている。

世界的にも巨大なデータベース(DB)を保有しているIPドットコムは、知財専門企業であるグローバルテクリンクと手を組んで、自社の先行技術DBを韓国に供給している。米国のプロクエストとイノグラフィもそれぞれ、韓国のダビー&アイと提携して特許情報サービスを提供中だ。

韓国特許庁によると、現在、世界の知財サービス市場は、トムソン・ロイターなどのグローバル企業を中心に再編されている。トムソン・ロイターは、1986年から最近まで米国、アルゼンチン、ブラジル、カナダなど、世界各国の特許情報サービス会社17社を買収して会社を運営している。特許及びサービス、商標権及びブランド管理、法律など、自社固有の知的財産ソリューションを利用し、スピーディーに世界の知財市場を拡大させつつある。これは、特許・著作権・デザインなど、無形資産中心の知財戦争時代に体系的かつ効率的な知的財産の創出と利用を支援するツールである知財情報サービスが脚光を浴びているためだ。

知財サービス戦闘企業は、企業間の買収&合併(M&A)などを通じて市場での影響力を徐々に拡大している。法律、ビジネスなどの他分野で情報提供してきた企業も世界の特許情報市場に続々と進出している。

法律情報DB専門会社である「レクシス・ネクシス」は、事業領域を拡大してパテント・オプティマイザー、トータル・パテント、グローバル知財法律サービスなどのソリューションを提供している。グーグルも検索及び他国語翻訳分野における技術力と豊富な資金力を武器に特許情報市場に参入し、各国特許庁が発刊している特許公報情報サービスを無料で提供している。グローバル企業によって速いスピードで市場が拡大しているため、比較的遅れている韓国市場が奪われるのではないかという懸念が高まっている。

昨年、韓国知識財産サービス協会が発表した知的財産サービス産業の現況研究によると、韓国は、知財サービス事業の売上高の規模からすると、1億ウォン未満の会社が全体の48%を占めるなど、その規模が非常に零細だ。知財サービス全体の売上(4014億ウォン)のうち、情報サービスと関連知財調査、分析及び知財システム関連の売上も38.6%(1584億ウォン)にすぎない。

特に、韓国の民間企業は、独自で保有している特許DBが存在せず、韓国特許庁が発刊する知的財産元始データを購入して加工した検索や分析などの有料サービスを提供するケースが多く、グローバル企業に比べ競争力が落ちている。資金力に技術力まで兼ね備えているグローバル企業の攻勢が強まると、韓国市場は瞬時に奪い取られるという危機感が漂っている。政府レベルの対策が急がれている状態だ。

さらに深刻なのは、こういった状況を韓国企業が把握しておらず、対応すらできてい

ないということだ。韓国特許庁情報管理課のナ・クアンピョ課長は、「グローバル企業の韓国市場の進出がまだ初期段階であり、その深刻さを分かっていないのがより大きな問題だ。知的財産利用の根幹となる知的財産情報サービス産業の育成に向けて政府と産官学が力を合わせて推進する必要がある」と述べた。

＜シン・ソンミ記者＞

韓国に進出した海外特許情報サービス業界のリスト

出処：韓国特許庁

会社名	国籍	韓国のエージェンシー
トムソン・ロイター	フランス	韓国に支社を設立、運営
レクシス・ネクシス	米国	韓国に支社を設立、運営
プロクエスト	米国	ダビー&アイ
メインソフト&RWS グループ	イギリス	IPI
イノグラフィ	米国	ダビー&アイ
パトリス	日本	ウィップス
IP ドットコム	米国	グローバルテクリンク
CPA グローバル	イギリス	韓国に支社を設立、運営

5-4 米国特許商標庁料金引き上げ後、登録放棄が急増

電子新聞(2013. 1. 21)

5%以下だった中小企業の米国特許の放棄率が 20%に急増した。景気悪化の影響もあるが、米国特許商標庁が相次いで特許庁料金(年次料)を大幅引き上げたことが響いた。米国では、年内に 50%の追加引き上げが進められる予定で、中小企業の米国特許の放棄が続出するのではないかと懸念されている。

21 日、特許管理サービス会社マクプログローバルによると、2011 年 1%(上半期)と 3%(下半期)にすぎなかった特許の放棄率が昨年の上半期 16%、下半期 20%に増加した。マイクログローバルは代表的な特許庁料金の管理会社だ。

米国特許商標庁は、2011 年 10 月と昨年 10 月にそれぞれ 15%と 2%に庁料金を引き上げた。登録後初めて納付する庁料金納付時点である 3.5 年ベースにおいて 980 ドルだった庁料金は、昨年下半年に 1150 ドルに引き上げられた。今年さらに 50%が追加引き上げられれば、1700 ドル台になる。引き上げの背景は、オバマ政権が知的財産を強調し提案された高品質の特許サービス提供の一環だという。大手企業や政府系研究機関などを含めた米国特許の放棄率も 2011 年上半期の 1%から昨年には 10%に増加した。

庁料金の負担は、中小企業の特許放棄の主な原因になっている。マクプロのチェ・キユスン課長は、「米国特許の維持費用の負担が重すぎるという話がよく聞かれる」と述べた。P&IB のキム・キルへ代表は、「韓国でもない米国特許を放棄するということは、経

済的な要因が大きいといえる。今年 5 月に庁料金をまた 50%も引き上げれば、多くの企業には負担になるはず」と懸念を示した。あるベンチャ企業の代表は、「特許で直ちに収益が得られていれば、何万ドルでも庁料金を支払えるが、実際はそうでもない。収益が得られるまで長くは 10 年を見据えておくべきだが、その負担が非常に重い」と語り、政府が長期的な海外の出願料と庁料金を支援するべきだと要請した。

しかし、政府も積極的に乗り出すことが難しい状況だ。庁料金を支援すると、企業は放棄すべき特許まで維持しなければならない悪循環が生じかねないためだ。韓国特許庁登録課のキム・ホンヨン課長は、「海外の出願・登録段階で部分的な支援は可能だが、変動しやすい海外の庁料金を政府が支援することは難しい」と説明している。海外特許の手数料納付費用の削減案もまだ具体的に検討されていない。

専門家は、米国特許は出願から維持まで相当の費用負担が発生するだけに、企業が選別できる適切な評価システムの構築を提案する。インテレクチュアル・ディスカバリーのコ・チュンゴン副社長は、「大手企業も毎年評価を受け、一部の特許を諦めているが、このシステムを中小企業が採用するのは容易ではない。政府は、中小企業が自力で選別できるよう、評価部分の支援を強化する必要がある」と強調した。

<キム・ジュンベ記者、クォン・ドンジュン記者>

5-5 [IT グローバル企業の特許を分析] (5・最終回) 引用特許

電子新聞(2013.1.22)

15 大グローバル IT 大手企業が保有している特許のうち、自ら、または外部から引用された件数(1 回以上)は、IBM が 4 万 2879 件で最も多い。合計引用回数は、34 万 4654 件に達している。引用は論文と同様、発明者(企業)が特許出願の際に既登録特許を利用する時に明記する。広開土研究所のカン・マンズ代表は、「多く引用されたということは、それだけ他の企業から優れた特許として認められていることを意味する。自社の引用は、その特許で技術開発を持続しているとみていい」と説明した。

IBM に続いて引用件数が多い会社はサムスン電子だ。1 回以上引用された特許は、2 万 1734 件で、引用された全体回数は、12 万 7508 件だ。HP は 1 回以上引用された特許が 1 万 6378 件で、全体の引用回数は 15 万 2569 件でサムスンより多い。モトローラと MS が 1 万件を上回っている。ノキアが約 5000 件、LG も 4000 件を超えた。アップルとグーグルは約 3000 件、中国系では HTC が 285 件で最も多い。競合会社の引用回数は、IBM が 3 万 4632 件、HP 2 万 6598 件だ。MS (1 万 5891 件)、モトローラ (1 万 4221 件)、サムスン (1 万 2587 件)、アップル (1 万 862 件) だ。

保有特許の全体件数比の特許 1 件当たりの被引用数は、モトローラと HTC がそれぞれ 10.8 回と 9.7 回で高い。アップルも 9.6 回で高く、アマゾン (7.5)、グーグル (7.0)、HP (6.9)、ノキア (6.5)、IBM (5.5)、フェイスブック (5.3) など 5 回を超えている。一方、サムスン電子と LG 電子は、それぞれ 3.4 回と 2 回と低い。

カン・マンズ代表は、「保有特許 1 件当たりの競合会社の被引用件数が低いということは、競合会社が自社技術に関心を持っていないことを意味する。韓国企業は、量的な膨張と応用技術に焦点を合わせた特許ポートフォリオ構築で比較的低い結果になったといえる」と説明した。

<キム・ジュンベ記者>

<表> 企業 1 社当たり保有特許の引用動向

資料：広開土研究所

企業	保有している全体特許件数	1 回以上引用された特許件数	引用された全体回数	競合会社が引用した回数	自社が引用した回数
apple	5,563	3,516	53,405	10,862	2,628
google	4,968	3,050	35,015	9,190	1,064
MicroSoft	19,237	11,385	84,198	15,891	10,538
Samsung electronics	37,992	21,734	127,508	12,587	10,185
amazon	701	280	5,240	979	327
facebook	1,150	615	6,040	1,540	225
HP	22,242	16,378	152,569	26,598	11,518
oracle	4,337	2,117	21,338	6,553	1,893
IBM	62,401	42,876	344,654	34,632	38,751
LG electronics	9,480	4,337	19,172	2,456	2,368
nokia	8,237	5,741	53,509	7,445	3,719
fawei	1,125	191	373	38	47
HTC	468	285	4,538	1,088	70
ZTE	160	23	100	29	11
motorola mobilty	13,192	11,498	143,065	14,221	6,973

5-6 韓国 IT 企業、昨年特許権使用料の海外流出額が 10 兆ウォン

デジタルタイムズ(2013. 1. 23)

昨年、韓国の主な IT 企業を始めとする韓国国内企業が、特許権などの使用料として外国に支払った金額が約 10 兆ウォンに上る見通しだ。

23 日、アイデアブリッジ資産運用会社と韓国銀行によると、昨年 1 月～11 月の国際収支の中、「知的財産権などの使用料の支払い額」は 76 億 9 千万ドルで、2011 年の支払い

額(72 億 9 千万ドル)より 5.5%多かった。昨年 1 ドル当たりウォンの平均為替相場が 1.126.76 ウォンであることを考慮すると、韓国ウォンに換算して 8 兆 7 千億ウォンに上る。昨年 12 月の支払い額が前年の水準を維持さえできれば、昨年の全体支払い額は 9 兆 5 千億~9 兆 6 千億ウォンとなる。知的財産権などの使用料とは、韓国企業が商標と特許技術のような知的財産権を使用した代価として外国企業などに支払う金額だ。

昨年、ロイヤルティとして外国に支払った金額が 10 兆ウォンに迫り、国際収支も再び赤字に回った。昨年 1 月~11 月の知的財産権などの使用料の収入が 32 億 4 千万ドルにとどまることにより 44 億 5 千万ドルの赤字となった。

知的財産権収支は、統計値のある 1980 年から赤字規模を大きくし、2010 年 58 億 9 千万ドルで最高値を記録した後、2011 年大幅に減ったが、昨年再び大幅増加となった。このように毎年赤字となった理由は、IT 輸出品目が外国商標や特許を使用したケースが多いためだ。基盤技術製品よりは外国特許を利用して再加工した商品が多く、輸出が増加することによりロイヤルティもともに増加する構造から逃れられない状況だ。

外国の特許管理専門会社(NPE)は、サムスン電子、LG 電子、SK ハイニックスなどを相手にあらゆる特許訴訟を提起しており、基盤技術の確保ができなければ持続的な国富流出は不可避である。2011 年韓国国内企業と外国企業の特許紛争は 279 件で、前年より 50% 増加した。

インターデジタル(InterDigital)は、2005 年末からサムスン電子などを相手に移動通信関連の特許訴訟を起こし膨大なロイヤルティの収入を得ている。この会社は、2011 年の売上高 3 億 174 万ドルのうち、39.1%の 1 億 1808 万ドルが韓国企業を相手に訴訟を起こして得た収入だ。

カナダの NPE であるモサイド(MOSAID)も、2011 年の売上高 8 千 300 万カナダドルの 46.8%(3 千 767 万カナダドル)がサムスン電子、LG 電子、SK ハイニックスなどの特許紛争で得た収入だ。

韓国国内の特許出願件数は、2011 年に 27 万 9000 件となり、世界 5 位に急成長したが、質的な成長は不十分で、特許訴訟において勝訴することは容易ではない。適当なロイヤルティの支払いが産業的にはプラスではあるが、支払額が多いと企業の価値と株価にマイナスの影響を与えるため、基盤技術の確保に対する努力が必要だという指摘だ。

昨年、サムスン電子とアップルの特許訴訟からも確認されたように、世界市場で保護貿易主義が強化されており、知的財産権の重要性が日増しに高まっている。

キウムリサーチセンターのパク・ヨンチェセンター長は、「サムスン電子、LG 電子などを相手にした外国特許トロールの攻撃はさらに強くなるはずだ。韓国企業も基盤技術を積極的に開発して特許費用を削減するか、海外の基盤技術企業を買い取ることを視野に入れておくべきである」と述べた。

<シン・ドンギョ記者>

5-7 昨年度のコンピュータに係わる特許出願件数、史上最大…アジア企業浮上

デジタルタイムズ(2013.1.23)

昨年度のコンピュータに係わる特許出願件数は、史上最大を記録した。この記録は、グローバル IT 企業らが熾烈な特許戦を繰り広げ、特許戦争に備えすばやく対応していることを示している。

ファイナンシャルタイムズは 28 日に、昨年度の国際特許条約 (PCT) を通じたグローバル特許出願件数が 1 万 4000 件に上っており、前年の同期対比 50% 増しとなったと報じ、グーグルとマイクロソフト (MS) などが数年間にわたり、いわば「特許戦争」に使う実弾を確保するために特許出願を大幅に増加したと明らかにした。法律会社キルバンアンドストロードのグウィルラム・ロバーツパートナは、「最近のグローバル特許戦は、過去の西部開拓時代の野蛮な土地収奪と同じだ」とし、「この分野における特許獲得に死活をかけた企業らは、強力な位置を占めている」と述べた。

また、別の法律会社であるモリスアンドフォーエスタのオティスリトル・フィールド氏は、「ここ数年間の特許件数は、アジアの企業が際立って独歩的な活動をしており、多くの特許を出願している」と明らかにした。

一例として、中国の通信グループ ZTE は、昨年 366 件のコンピューティング特許を出願し 2 位となった。MS が 492 件の 1 位で、その後が続いて 2 番目に多かった。MS はウィンドウ運用体系 (OS) とソフトウェアオフィスと関連し、過去 10 年間でかなりの特許を出願した。特許出願件数 3 位は、日本の電子企業である日立が 334 件を出願した。

PCT 特許出願制度は、この PCT 条約に加入した国と国との間で、特許の取得を容易にするために、出願人が自国の特許庁に出願したい国を指定して出願書を提出すると、翌日から各指定国において出願日を認めてもらえる制度である。現在 146 カ国がこの条約に加入している。

<ホ・ジョンユン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム